

国際母子保健助産師活動支援基金規程

第1章 総則

(設立)

第1条 公益社団法人日本助産師会（以下、「この法人」という。）は、「国際母子保健助産師活動支援基金」（以下、「この基金」という。）をこの法人が運営する公益事業基金として定める。

(目的)

第2条 この基金は、母子保健の国際協力を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母子保健の国際協力・支援
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第4条 この基金の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金

(払い込みの取扱い)

第5条 前条の寄付金の払い込み取扱いの場所は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社三菱東京UFJ銀行飯田橋支店
- (2) ゆうちょ銀行 振替口座

(基金の取り崩し)

第6条 この基金の目的に沿った事業の執行のために必要な金額の取り崩しは、理事会の決議によって行わなければならない。ただし、基金を運営するのに必要な管理費についてはこの限りではない。

(経費の支弁)

第7条 この基金の経費は、財産をもって支弁する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年1月18日から施行する。